

大阪府循環型社会形成推進条例（抜粋）

（平成 15 年大阪府条例第 6 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、大阪府環境基本条例（平成 6 年大阪府条例第 5 号）の理念にのっとり、循環型社会の形成に関し、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、及び廃棄物の適正な処理のために必要な規制等を行い、もって現在及び将来の府民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 循環型社会 循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号。以下「循環基本法」という。)第二条第一項に規定する循環型社会をいう。
- 二 廃棄物等 循環基本法第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。
- 三 循環資源 循環基本法第二条第三項に規定する循環資源をいう。
- 四 循環的な利用 循環基本法第二条第四項に規定する循環的な利用をいう。
- 五 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。
- 六 産業廃棄物 廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。
- 七 再生品 循環資源の全部又は一部を原材料として利用して製造された製品をいう。

（再生品の認定及び普及）

第 12 条 知事は、循環資源の循環的な利用を促進し、及び循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成するため、再生品のうち、別に定めるところにより循環資源の循環的な利用の促進に特に資するものを、事業者の申請に基づき認定し、及びその普及に努めるものとする。

（再生品の調達等）

第 13 条 府は、前条の規定により認定された再生品（以下「認定リサイクル製品」という。）その他の再生品に対する需要の増進に資するため、自ら率先して認定リサイクル製品その他の再生品を使用するとともに、事業者及び府民による認定リサイクル製品その他の再生品の使用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

- 2 知事は、毎年度、府において認定リサイクル製品その他の再生品の調達の推進を図るための方針を定めなければならない。
- 3 知事は、前項に規定する方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 知事は、毎会計年度の終了後、遅滞なく、認定リサイクル製品その他の再生品の調達の実績の概要を取りまとめ、及びこれを公表するものとする。

(手数料)

第 51 条 第 12 条の循環資源の循環的な利用の促進に特に資する再生品の認定の申請をしようとする者は、1 万 8 千円の手数料を納付しなければならない。